

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 令和元年9月11日(水) 開会 午前 9時00分

閉会 午前11時25分

出席者 委 員 委員長 坂 東 一 敏

小 平 啓 佑 川 上 均 茂 呂 健 市

広 瀬 義 明 小 堀 良 江

議 長 大阿久 岩 人

傍 聴 者 森 戸 雅 孝 浅 野 貴 之 古 沢 ちい子

大 谷 好 一 青 木 一 男 内 海 まさかず

小久保 かおる 針 谷 育 造 入 野 登志子

千 葉 正 弘 白 石 幹 男 福 富 善 明

関 口 孫一郎 針 谷 正 夫 福 田 裕 司

梅 澤 米 満 中 島 克 訓 天 谷 浩 明

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 癸生川 亘

主 査 新 村 亜希子 主 査 藤 澤 恭 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産 業 振 興 部 長	福 原	誠
教 育 部 長	川 津 浩	章
生 涯 学 習 部 長	鵜 飼 信	行
農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 嶋	亘
商 工 振 興 課 長	秋 間 広	行
観 光 振 興 課 長	臼 井 一	之
農 業 振 興 課 長	櫻 井	茂
農 林 整 備 課 長	黒 子 俊	之
大 平 産 業 振 興 課 長	大 久 保 勝	弘
藤 岡 産 業 振 興 課 長	毛 塚 政	宏
都 賀 産 業 振 興 課 長	大 橋 嘉	孝
西 方 産 業 振 興 課 長	手 塚 宏	夫
岩 舟 産 業 振 興 課 長	苗 木	裕
教 育 総 務 課 長	江 面 健 太 郎	敦
学 校 教 育 課 長	大 阿 久	二
学 校 施 設 課 長	稲 田 菊	市
保 健 給 食 課 長	藤 平 恵	美
生 涯 学 習 課 長	佐 藤 義	一
公 民 館 課 長	三 柴 浩	則
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	飯 島 正	彦
文 化 課 長	金 井 武	之
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	牧 野 知	

令和元年第4回栃木市議会定例会

産業教育常任委員会議事日程

令和元年9月11日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第100号 栃木市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第2 議案第111号 栃木市勤労者体育センター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第112号 栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第113号 道の駅にしかた条例及び道の駅みかも条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第122号 栃木市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第123号 栃木市公民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第124号 栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第 96号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第4号）（所管関係部分）
- 日程第9 請願第 2号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書

◎開会及び開議の宣告

○委員長（坂東一敏君） ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（坂東一敏君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（坂東一敏君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第100号 栃木市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

当局からの説明を求めます。

黒子農林整備課長。

○農林整備課長（黒子俊之君） おはようございます。本日はよろしく願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第100号 栃木市森林環境譲与税基金条例の制定についてをご説明申し上げます。議案書は25ページから27ページ、議案説明書はその1の6ページでございます。

初めに、議案説明書をご説明いたしますので、議案説明書その1の6ページをごらんください。提案理由でございますが、今年度から国から恒久的に譲与されます森林環境譲与税を市が実施する森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てることを目的とした基金を設置するため、栃木市森林環境譲与税基金条例を制定することにつきまして、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明させていただきますので、議案書の25ページをお開きください。25ページは、議案第100号の制定文でございます。

次のページをお開きください。条例案の内容についてご説明をさせていただきます。第1条では、設置する基金の名称を栃木市森林環境譲与税基金としております。

次に、第2条では基金の積み立てる額については、法律の規定により、毎年度国から譲与を受け

た森林環境譲与税の全額を積み立てるものとしております。

次に、第3条では基金に属する現金の管理について、最も確実かつ有利な方法で保管しなければならないこと、また必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるものとしております。

次に、第4条では基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益については、基金に編入するものとしております。

次に、第6条では基金の処分は、市が実施する森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費に限り、その処分ができるものとしております。

補足をさせていただきますと、譲与税の具体的な使い道といたしましては、議員研究会でもご説明させていただきましたとおり、森林経営管理制度に基づいた森林整備にかかわる費用のほか、森林整備にかかわる人材の育成と確保、森林の公益的機能に関する普及啓発、公共施設の木造・木質化等にかかわる費用に充てなくてはならないものとされております。

次の第7条は省略させていただきます。最後に附則として、この条例は公布の日から施行するものとしております。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 改めて、おはようございます。きょうもよろしくお願いをいたします。

今回提出されております栃木市森林環境譲与税の基金ということでございますが、これのわけは国のほうでパリ協定の枠組みの中で、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成もしくは災害防止を図るために、その森林整備に必要な財源を国から支出すると、そういうものが主な目的でございます。確かに本年度から実施をされることになっております。しかしながら、例えばこの栃木市において森林整備に必要な今までの過去に歳出された額、そして温暖化といいますか、温室効果等についてのデータというのはありますでしょうか。目標達成をするために出された基金が、その目標を設定することもなく、ただ金だけ出ているのが現状なのか。栃木市は栃木市としてある程度の効果を求めてこの基金を使っていくのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○委員長（坂東一敏君） 黒子課長。

○農林整備課長（黒子俊之君） 過去にこれまでの森林整備に支出された費用についてまとめたデータというのはちょっとないのですが、今回のこの管理制度につきましては、経営管理がされていない森林、ほかの森林所有者の中では森林経営計画というものをつくって、県の元気な森づくり県民税事業や国の造林補助事業などを活用して、森林経営のほうにいそしんでいるわけなのですが、それ以外の方につきましては、自分の山もどこにあるかわからないとか、境界もどこにあるかわから

ないような形で放棄されている森林が多数あるということで、そちらのほうの森林の整備を進めるということが今回のこの制度の目的というふうに伺っております。

温暖化につきましては、ちょっとそちらのほうの情報については私も存じ上げないのですが。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そういったデータについては、なかなか難しいだろうと思いますので、温室効果等についてはさておきまして、この譲与税の譲与基準というのが、市町村においては総額の9割に相当する額を私有林人工林面積10分の5、林業就業者数を10分の2、人口10分の3で案分したものが譲与されるというような規定になっているかと思いますが、そういったものに当てはめてもある程度の額は出ないということでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 黒子課長。

○農林整備課長（黒子俊之君） 済みません。栃木市の場合ですと、森林面積は市域面積の4分の1、25%で、さらにその私有林かつ人工林の面積といいますと42%ということで、県内では上位のほうに入る譲与税の額になるのかなというふうに考えております。ただ、今新聞のほうで問題になっていきます横浜市とかああいったところが、森林がほとんどないのに人口が多いということで、全国で一番譲与税が多いようなケースも出てしまう場合もあるので、その辺については今後国や県のほうでその辺の検討をその都度重ねていくというふうな話を伺っております。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ちょっと視点を変えさせていただきたいと思います。

今回上程されたこの議案については、基金の設立をしたいという内容で提出ということですのでよろしいのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 黒子課長、挙手をちょっと高く挙げてください。済みません。

黒子課長。

○農林整備課長（黒子俊之君） 委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、基金の設立をこの委員会で求めたいという内容でございますけれども、今回ちょっとこの条例に適合するかどうかわかりません。委員長、もし外れていたら大変申しわけございません。今回提出をされております補正予算内において、森林環境譲与税基金積立金1,100万円というのがこれが上程されております。なぜまだ制定されていない基金に既に補正予算としての項目が設立されているのか、ちょっと整合性がとれないのではないかと考えるところでございますが、それについての説明がいただければお願いしたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 黒子課長。

○農林整備課長（黒子俊之君） 委員おっしゃるとおりだと思いますのですが、同じ9月議会に基金の制定の議案の提出と補正予算のほうにその積立金の額を上げるという形で、ちょっと順番がちゃんとなっていないのではないかとということのご指摘かと思うのですが、大変申しわけないのですが、譲与税のほうに年に2回に分けて来ることになりまして、9月と2月にですか、2回に分けて国のほうから来るということになりまして、本来であれば6月議会等で基金の制定をするべきものではございましたけれども、県内での基金の条例の制定等を県内各市町同じように検討してまいったところで、その辺の調整でちょっと同じ時期、9月になってしまったということで大変申しわけないのですが、ご理解のほうお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

川上委員。

○委員（川上 均君） おはようございます。全く知らなかったのですが、これは国の制度ということで、栃木県では今黒子さんがおっしゃった元気な森づくり県民事業ということで、これも県民から税金を取って基金として市のほうで運用しているみたいで、二重課税ではないかという話もあるのですが、全く趣旨がこれ国のほうの森林譲与税とこの県のほうの元気な森づくり県民事業税というのは、趣旨が全く同じというふうに私は受けとめたのですが、これを共通運用するとかという話にはなっていないのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 黒子課長。

○農林整備課長（黒子俊之君） とちぎの元気な森づくり県民税事業につきましては、昨年度から第2期目ということで、平成30年から令和の9年度までの10年間の期間、その税事業を実施するというふうに進んでおりまして、そこに加えまして森林環境譲与税のほうに今年度から施行される。課税については令和6年度から1人1,000円という金額が賦課徴収されますということなのですが、譲与税につきましては法律で定められた税金でございますので、恒久的に課税されるものでございます。元気な森づくりににつきましては、一応2期目に入りましたけれども、10年間の限定という税金でございますので、その後事業の内容的には重複する部分もいろいろございますが、その辺は県のほうと各市町のほうでその税が重複して事業に乗っていかないように、制度設計を今進めているところでございます。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 県のほうのこの税金も、杉、ヒノキというようなことが書いてあるのですが、国のほうの新しいこの基金条例も杉、ヒノキを重点に対応するというのでよろしいのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 黒子課長。

○農林整備課長（黒子俊之君） 今回のこの譲与税につきましては、委員がおっしゃるとおり、私有林人工林が対象森林ということになっております。ただ、県民税のほうは、事業内容としましては奥山の整備とか、里山の獣害対策とか、通学路の整備とか、あとは公共施設の木造・木質化に対する補助とか、さまざまなメニューがございますので、使い道としては重複する部分もありますし、独自で進めていくメニューもございますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

川上委員。

○委員（川上 均君） この森林環境税ですか、非常に問題が多いというふうに私たちは考えています。なぜかといいますと、東日本大震災のための復興税ということで企業と国民から税金を取ということで、企業も国民も賛成ですから払うというふうには当然、大変な災害ですから、なったわけです。ここへ来て、2023年度でこの企業のほうはとっくにもう東日本のこの復興税は取りやめになっていますけれども、国民のほうはずっと払い続けてきたわけです。それが終了ということになって、それを横滑りといいますか、横に移動するみたいなことで、これ森林環境税という名前をかけたかえて、その国民から人头税ということですよ、悪名高き人头税ということでお年寄りから赤ちゃんまでの数に合わせて1,000円1人取るということは、やり方が非常によこしまといいますか、邪道ではないのかなというふうに非常に感じます。復興はどんどん終わっていくわけですが、こういった森林とかCO₂ということになれば、これずっと継続するということになるわけですから、その国民の血税を使って環境だ、地球温暖化防止というふうにするのはちょっと賛成できないというふうに思います。反対する立場です。

○委員長（坂東一敏君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第100号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	小平啓佑	茂呂健市	広瀬義明	小堀良江
	反 対	川上 均			

○委員長（坂東一敏君） 起立多数であります。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第2、議案第111号 栃木市勤労者体育センター条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） ただいまご上程をいただきました議案第111号……

○委員長（坂東一敏君） 済みません。マイクをお願いします。

○商工振興課長（秋間広行君） 大変失礼いたしました。議案第111号 栃木市勤労者体育センター条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明を申し上げます。議案書は58ページから66ページ、議案説明書は議案説明書のその1で、80ページから95ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書その1、80ページをお開きください。提案理由でございますが、来月10月1日より実施とする消費税及び地方消費税の税率の引き上げによる影響を踏まえつつ、受益者負担の適正化を図るため、改正の概要でございます栃木市勤労者体育センターほか10の条例にかかわる施設の使用料を改定するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたことから、栃木市勤労者体育センター条例等の一部を改正することにつきまして、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、改正の内容につきまして、条例改正新旧対照表で説明させていただきますので、82ページ、83ページをお開き願います。最初に、栃木市勤労者体育センター条例の一部改正の内容であります。別表の競技場使用料、1、団体利用の使用料を改正案のとおり改めるものであります。

なお、改正案の使用料につきましては、消費税率が5%から8%に引き上げられた際におきまして、使用料の改定を見送った経過があることから、現行の使用料を105で除したものに110を掛けまして10円未満を切り捨てて算出してございます。

なお、これから説明する各施設における改正案の使用料の算出方法につきましては、栃木市勤労者体育センターの算出方法と同様でございますことを申し上げておきます。

次に、栃木市勤労者総合福祉センター条例の一部改正の内容であります。別表の会議室等の使用料を改正案のとおり改めるものであります。

次に、84ページ、85ページをお開きください。とちぎ蔵の街観光館条例の一部改正の内容であります。別表第1の多目的ホール及び蔵座敷の使用料を改正案のとおり改めるものであります。

次に、栃木市倭町小江戸ひろば条例の一部改正の内容であります。別表の会議室の使用料を改正案のとおり改めるものであります。

次に、かかしの里条例の一部改正の内容であります。別表1、行商等の行為をする場合におけるかかしの里使用料について、行商、募金その他これに類する行為の使用料等を改正案のとおり改め、また2の有料施設使用料について、野外ステージの使用料等を改正案のとおり改めるものであります。

86ページ、87ページをお開きください。次に、栃木市大平まちづくり交流センター条例の一部改正の内容であります。別表の商業スペース等の使用料を改正案のとおり改めるものでございます。

次に、栃木市農村振興総合センター条例の一部改正の内容であります。別表の和室1等の使用料について改正案のとおり改めるものであります。

次に、88ページ、89ページをお開きください。栃木市出流ふれあいの森条例の一部改正の内容でございます。別表第2の1、体験交流センターについては研修室の使用料を改正案のとおり改め、また2、コテージ等についてはコテージ等の使用料を改正案のとおり改めるものであります。

次に、90ページ、91ページをお開き願います。栃木市農村婦人の家条例の一部改正の内容であります。別表の1、栃木市大平農村婦人の家については、農産加工室等の使用料を改正案のとおり改め、また2、栃木市西方農村婦人の家については、農産加工室等の使用料を改正案のとおり改めるものでございます。

次に、栃木市農産物加工所条例の一部改正の内容でございます。別表の1、栃木市大平西地区農産加工所については、味噌等製造室等の使用料を改正案のとおり改め、済みません、ここで恐れ入りますが、92ページ、93ページをお開きください。2といたしまして、栃木市藤岡農産加工センターにつきましては、味噌等製造室等の使用料を改正案のとおり改め、3、栃木市西方農産加工所については、ジャム加工室等の使用料を改正案のとおり改め、4、栃木市真名子農産加工所については、味噌等製造室等の使用料を改正案のとおり改め、5番といたしまして、栃木市岩舟町ふるさとセンターにつきましては、研修室等の使用料を改正案のとおりそれぞれ改めるものであります。

次に、94ページ、95ページをお開きください。栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部改正の内容であります。別表第2の1、栃木市岩舟農村環境改善センターについて、多目的ホール等の使用料を改正案のとおり改めるとともに、字句の整理を行うものであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書59ページをお開きください。一部改正の条例文の内容でございます。第1条から、64ページの第11条までの内容につきましては、先ほど議案説明書によりまして説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。

続きまして、64ページをお開きください。附則といたしまして、まず第1項の施行期日についてですが、この条例は、令和2年4月1日から施行するというものであります。

次に、第2項の栃木市勤労者体育センター条例の一部改正に伴う経過措置についてであります。改正後の使用料は、令和2年4月1日以降の利用にかかわるものから適用され、同日前の利用にか

かわる使用料につきましては、現行の使用料が適用されるというものでございます。

附則第3項から第12項についても同様に、今回改正する条例の経過措置を記載してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 値上げする根拠について伺いたと思います。

○委員長（坂東一敏君） 秋間課長。

○商工振興課長（秋間広行君） 大綱質疑でもお答えをしたところだと思っておりますが、使用料の見直しにつきましては、受益者負担の適正化を目的といたしまして、平成30年12月に策定しました使用料・手数料の見直し方針に基づき検討してまいりました。見直しに当たっては、この見直し方針に基づき消費税率引き上げの影響や類似施設とのバランスも考慮し、検討させていただきました。そのような形で考え方は整理させていただいております。

○委員長（坂東一敏君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 市民負担の増額はどれくらいを予想しているのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 秋間課長。

○商工振興課長（秋間広行君） 市民負担増の影響につきましては、今回の見直しにより、一例を申し上げます。議案説明書のページが82ページ、83ページになりますが、まず勤労者体育センターの競技場の半分を市内の者が昼間2時間、団体で利用する場合の使用料については、現行の600円に対して、改正後は620円となり、20円の負担増となります。

なお、年間での勤労者体育センターの使用料は約4万8,000円程度増加するものと見込んでおります。

また、その下の勤労者総合福祉センターにつきましては、市内の者が会議室を4時間利用する場合の使用料についてですが、現行の900円に対して、改正後は940円となり、40円の負担増となります。

なお、年間で勤労者総合福祉センターの使用料は9万8,000円の増加を見込んでいるところでございます。

また、この条例等にかかわる施設全体の、これ見込みですけれども、影響額は施設がたくさんありますけれども、約68万6,000円程度の増を見込んでございます。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

川上委員。

○委員（川上 均君） 値上げの理由が消費税の増税というのが入っております。消費税の増税というのは、やはり世界経済を見れば暗雲が立ち込めていると。それがやはり国内経済にも反映することとは間違いのない状況であるわけです。そういった中で消費税の10%への増税ということは国民の生活を破壊し、ひいてはその自治体の税収に反映してくるというわけで、非常な悪循環を招くということで、消費税の増税はあくまでもやめるべきだというふうに思います。そういった意味を込めて、値上げの悪循環を断ち切るということで、この値上げ案に反対する立場を表明したいと思います。

○委員長（坂東一敏君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第111号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

{	賛 成	小平啓佑	茂呂健市	広瀬義明	小堀良江
	反 対	川上 均			

○委員長（坂東一敏君） 起立多数であります。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第3、議案第112号 栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局からの説明を求めます。

白井観光振興課長。

○観光振興課長（白井一之君） ただいまご上程をいただきました議案112号 栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。議案書は67ページから68ページ、議案説明書はその1の96ページから99ページでございます。

初めに、議案説明書から説明申し上げますので、議案説明書その1の96ページをお開きください。提案理由についてであります。蔵の街第1駐車場に設置してあります電気自動車用急速充電器の使用料の見直しに伴い、栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をいただきたいというものでございます。

改正の概要につきましては、電気自動車用急速充電器の使用料を定めるものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

98ページ、99ページをお開きください。改正する条例の内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。第6条におきまして、使用料について規定をしております。平成27年度に設置以降、無料であったものを受益者負担の適正化を図るため、有料とするものでございます。

また、15条におきまして、利用料金の額を規定しております。他市の状況を参考に、充電にかかる電気料相当額として、1回30分以内の利用料金を550円とするものでございます。

以上で議案説明書の説明を終わります。

次に、議案書の説明をいたしますので、議案書の68ページをお開きください。栃木市営有料観光駐車場条例の一部を次のように改正するものでございまして、改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明したとおりでございますので、省略をさせていただきます。

附則であります、この条例は、令和2年1月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 観光有料駐車場ということで、この点についてはいろいろ取り沙汰されておりますし、電気自動車の充電装置等についても十分以前のほうから設置が進んでおりまして、民間、そして全国的にも車の普及に伴い設置が進んでいるのが現状でございますけれども、今回有料観光駐車場のほうにきちんとした条例として上程されたのは、近隣の自治体の例をとってこの料金を設定したということでございますけれども、それは近隣の自治体だけであって、民間の価格というか、そういったことも参考にされての設定ということなんでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 白井課長。

○観光振興課長（白井一之君） 近隣の自治体は、委員おっしゃるとおり、もちろんのことなのですが、例えばNCS合同会社日本充電サービスの充電カードというのがありまして、そちらのほうにチャージスルゾウというようなカードのようなのですが、これが1分当たり15円になりまして、それを30分にすると大体450円、その消費税で490、500円近くになるというのがあります。あとはイオンなんかでは1回300円で、これワオンカードを使って300円というふうな情報もあります。また、栃木日産部品株式会社が試算、リーフという車で40キロワットの場合、試算した場合には481円と、大体500円相当の何か金額が、500円から540円ぐらいというほかの自治体でもそのような金額になっております。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 決して安いとは言えないかもしれませんが。ただ、観光に来て、有料観光駐車

場ですから、ある程度の高い値段設定というのも致し方ない。使用頻度も考えれば、そんなに安くもできないのだらうと思いますけれども、1つ疑問がありまして、あそこの駐車場は有料でございますので、その内部に設置をされている受け付けをするときに、受付の方がナンバーを控えて料金が発生するシステムになっておりますが、中でチャージをするときに、その車をとめていること自体に駐車料金というのとはかからないようになるのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 白井課長。

○観光振興課長（白井一之君） 30分有料駐車場で100円をいただいておりますので、充電しているときの料金は、今のところ100円をいただくということで考えてございます。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ということは、チャージ料が550円であるけれども、チャージをするたびにそこに車をとめ、それはそうですね、車をとめなくてはいけない。ということは、実質650円ということになりますと、さすがにそこまで価格差が出てしまいますと、利用される方が果たしてどれだけいるのか。確かにそこに車をとめて市内を散策していただける方からすれば、ついでに入れようということかもしれませんが、であれば、民間なりほかのところへ行って安いものをチャージしようということの選択というのが通常行われやすいのではないかと、そういうふうにも考えます。それでなくてもあそこの駐車場内に充電器が設置をされているというのが非常にわかりづらい。手前の受付の建物で隠れてしまいますので、結構わかりづらいのです。そういったものを明確に表示をするなり、何らかの努力をしていかないと、一般よりも100円以上高いというのは、これは例えばふだんのガソリン等に換算しましても、顧客が果たしてそれを求めるかどうか非常に不安に思えてくるのですが、その辺に対する対策というのは何かお考えになっていらっしゃいますか。

○委員長（坂東一敏君） 白井課長。

○観光振興課長（白井一之君） 委員おっしゃるとおり、急速充電器、管理棟の陰になっておりますので、そちらのほうにつきましては、看板等でわかりやすいような周知をさせていただきたいと思っております。

また、こちらの急速充電器、現在まで、平成30年ですと237回のご利用があったのですが、同じ方が結構、常連の方というか、が利用されているようなことで、一般の観光客の方でなかなか利用されているというような実態としてはございませんので、今のところ駐車料金100円をいただくようなことで考えてございますが、今後やっていく中でいろいろ課題等がございますれば、その都度改正なりをしていきたいと考えてございます。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

川上委員。

○委員（川上 均君） この急速充電器は、タイマーとかそういう料金徴収にもともと対応している

のでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 白井課長。

○観光振興課長（白井一之君） その都度自動車によっていろいろバッテリーの大きさ等もございまして、特には1回30分ということで料金を設定をしておりますので、それ以外の課金というか、料金のかけ方というのは特に考えてございません。

○委員長（坂東一敏君） ほかに。

川上委員。

○委員（川上 均君） その支払い方法はどんな形になるのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 白井課長。

○観光振興課長（白井一之君） まずは、管理人室に声をかけていただきまして、利用券の交付を受けまして、そこで料金の支払いをお願いします。それから、係員が急速充電器の鍵を外して充電を行っていただくような、そんな手順になっております。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。質疑はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第112号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第112号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第4、議案第113号 道の駅にしかた条例及び道の駅みかも条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

毛塚藤岡産業振興課長。

○藤岡産業振興課長（毛塚政宏君） ただいまご上程をいただきました議案第113号 道の駅にしか

た条例及び道の駅みかも条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の69ページから72ページ、議案説明書その1の100ページから105ページをお開き願いたいと思います。

初めに、議案説明書の100ページをごらんいただきたいと思います。提案理由でございますが、道の駅にしかた及び道の駅みかもに設置しております電気自動車用急速充電器につきまして、受益者負担の適正化を図るため、使用料の見直しに当たりまして所要の改正を行う必要が生じたため、道の駅にしかた条例及び道の駅みかも条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の概要につきましては、新旧対照表によりましてご説明を申し上げたいと思いますので、102ページ、103ページをごらんいただきたいと思います。まず、道の駅にしかた条例の一部改正でございますが、第3条の施設の構成及び第11条の使用料を徴収する施設に電気自動車用急速充電器を加えまして、第11条関係の別表に電気自動車用急速充電器の使用料として、1回（30分以内）につき550円を加えるものでございます。

次に、104ページ、105ページをごらんいただきたいと思います。道の駅みかも条例の一部改正でございますが、道の駅にしかた条例の一部改正と同様に、第3条の施設の構成及び第11条の使用料を徴収する施設に電気自動車用急速充電器を加え、第11条関係の別表に電気自動車用急速充電器の使用料として、1回（30分以内）につき550円を加えるものでございます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の69ページをごらんいただきたいと思います。道の駅にしかた条例及び道の駅みかも条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、道の駅にしかた条例及び道の駅みかも条例の一部を改正する条例を次のように制定するというものでございます。

70ページをごらんいただきたいと思います。一部改正条文でございますが、内容につきましては、先ほど議案説明書にて説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

72ページをごらんいただきたいと思います。附則といたしまして、この条例は、令和2年1月1日から施行するというものでございます。

以上で議案第113号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） この2つの充電器は、2カ所の充電器は、そのシステムのタイマーとか、ああいう料金徴収に対応しているのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 毛塚課長。

○藤岡産業振興課長（毛塚政宏君） この2つの充電器につきましては、タイマーとかは装備してございません。道の駅係員が現場に行きまして鍵をあけて、それで1件1件対応するというようなシステムでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第113号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第113号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第5、議案第122号 栃木市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局からの説明を求めます。

佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤義美君） ただいま上程いただきました議案第122号 栃木市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書は105ページから120ページ、議案説明書はその2の42ページから67ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書その2の42ページをお開き願います。議案第122号 栃木市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由であります。令和元年10月からの消費税分の引き上げに伴う栃木市コミュニティセンター等の使用料の改定に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市コミュニティセンター条例等の一部を改正することについて議決をいただきたいというものであります。

次に、改正の概要についてであります。栃木市コミュニティセンターに関する使用料、栃木市

藤岡城山コミュニティセンターに関する使用料、栃木市集会所に関する使用料、栃木市文化会館に関する使用料、栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料を改定するというものであります。

参照条文につきましては、議案第98号と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

初めに、改定料金の算定方法につきまして説明させていただきます。本各条例の使用料につきましては、消費税5%であった平成25年4月に改定を行い、その後改定はなく、また使用料の算定基準となる利用可能面積等につきましても当時と大幅な相違がないことから、新料金の算定方法は全庁的な方向に基づき、現行料金を1.05で割り、その金額に1.10を掛けたものとなっております。

なお、その際に10円未満は切り捨てとしておりますが、現行使用料200円につきましては端数処理を行い、改定後210円としております。

それでは、詳細につきまして新旧対照表に基づきましてご説明させていただきます。最初に、栃木市コミュニティセンターに関する使用料についてであります。44ページから47ページをごらんください。1、栃木第三地区コミュニティセンターから5、西方南部地区コミュニティセンターにつきましては、別表中の各部屋の使用料につきまして、使用1時間につき、現行200円を210円に、現行300円を310円に、現行450円を470円に改定するものであります。

次に、46ページ、47ページの下方をごらんください。栃木市藤岡城山コミュニティセンターに関する使用料についてであります。他コミュニティセンターと同様に、別表中の各部屋の使用料につきまして、使用1時間につき、現行200円を210円に、現行300円を310円に、現行450円を470円に改定するものであります。

次に、栃木市集会所に関する使用料についてご説明いたします。48ページから53ページをごらんください。48ページの(1)栃木市皆川城内集会所から52ページの(11)栃木市岩舟下津原集会所につきましては、別表第2中の各部屋の使用料につきまして、使用1時間につき、現行200円を210円に、現行300円を310円に、現行450円を470円に改定するものであります。

次に、栃木市文化会館に関する使用料についてご説明いたします。54ページから67ページをごらんください。まず、別表第2のホール及び各部屋の使用料についてであります。文化会館につきましては、市内に栃木文化会館、大平文化会館、藤岡文化会館、都賀文化会館、岩舟文化会館の5館があり、各館の使用料につきましては、冒頭に申し上げました新料金の算定方法に基づきまして、改正案のとおり改正するものでございます。

続きまして、64ページ、65ページの下方をごらんください。別表第3の附属設備・備品使用料についてであります。まず、舞台附属設備・備品につきまして、1使用時間帯につき、現行1万1,000円以内を1万1,520円以内に改定するものでございます。

次に、66ページ、67ページをごらんください。照明及び音響附属設備・備品につきましては、1使用時間帯につき、現行3,000円以内を3,140円以内に改定するものであり、その他附属設備・備品につきましては、1使用時間帯につき、現行1万円以内を1万470円以内に改定するものでありま

す。

次に、別表第4の冷暖房使用料についてであります。まず、ホール等の展示室以外の設備につきましては、使用1時間につき、現行4,000円以内を4,190円以内に改定するものであり、展示室につきましては、1日につき、現行6,000円以内を6,280円以内に改定するものであります。

続きまして、栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料についてご説明いたします。1、スポーツ開放施設につきましては、別表中の体育館、武道場の使用料は、1時間につき、現行200円を210円に、体育館ミーティング室使用料は、1時間につき、現行300円を310円に改定するものであります。

2、生涯学習開放施設につきましては、別表中の特別教室の使用1時間につき、現行200円を210円に、現行250円を260円に改定するものであります。

次に、恐れ入りますが、議案書の105ページをお開き願います。議案第122号 栃木市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものというものであります。各条例の別表中の改定内容につきましては、新旧対照表により説明させていただいたとおりでありますので、省略させていただきます。

次に、119ページをお開き願います。中段、附則でございますが、施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行するというようにしております。

また、各条例の一部改正に伴いまして経過措置を設けております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 消費税の増税に伴ってということで、この値上げによって市民負担増の予想はどのくらいの金額になるのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 佐藤課長。

○生涯学習課長（佐藤義美君） 市民負担増の影響についてでございますが、まずコミュニティセンターに関する施設使用料は、藤岡城山コミュニティセンターを含めた6施設合計で約2万3,000円程度増加するものと見込んでおります。

次に、集会所に関する施設使用料では、11施設合計で年間約3,000円程度増加するものと見込んでおります。

次に、文化会館に関する附属設備・備品も含めました施設使用料等では、5施設合計で年間164万6,000円程度増加するものと見込んでおります。

最後に、小中学校施設の開放に関する施設使用料では、スポーツ開放施設につきましては44施設合計で年間9万円程度、生涯学習開放施設につきましては3施設合計で約5,000円程度増加するものと見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

川上委員。

○委員（川上 均君） 消費税の増税に伴ってということで、繰り返しますけれども、やはり世界経済の低迷、暗雲が立ち込めているという状況で、それが国内経済に及ぼす影響は非常に大きいということで、国内の個人消費の6割を担っているのが市民生活ということでありますから、そういった中で消費税の増税を市民負担を増やせば、やはり悪循環が断ち切れないということで、市民生活の、ひいては自治体の運営にも本当にマイナスの影響になるということで、値上げに反対する立場を表明します。

○委員長（坂東一敏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第122号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	小平啓佑	茂呂健市	広瀬義明	小堀良江
	反 対	川上 均			

○委員長（坂東一敏君） 起立多数であります。

したがって、議案第122号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第6、議案第123号 栃木市公民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局からの説明を求めます。

三柴公民館課長。

○公民館課長（三柴浩一君） ただいまご上程いただきました議案第123号 栃木市公民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書につきましては121ページから130ページ、議案説明書はその2の68ページから83ページであります。

初めに、議案説明書その2の68ページをお開き願います。提案理由であります、栃木市公民館

の使用料の改定及び藤岡公民館の市民の利用に供する施設の見直しに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、6月の議会定例会で議決をいただき、来年4月1日に施行するとして栃木市公民館条例の一部を改正する条例の一部を改正すること、具体的に申しますと、使用料を定めた別表の改正規定を改めることについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要といたしましては、令和元年10月1日の消費税及び地方消費税の税率引き上げによる影響を踏まえ、使用料を改定すること並びに栃木市藤岡公民館に多目的室を加えることであります。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、1枚おめくりいただき、70ページ、71ページをごらんください。左のページが現行、右のページが改正案となります。初めに、使用料の改定であります。消費税率分の引き上げに伴う使用料の改定料金の算定につきましては、全庁的な方向に基づき、現行の使用料が消費税率5%の際の料金であり、その後改定を行っていなかったことから、新料金の算定方法は現行料金を1.05で割り、その金額に1.10を掛けたものとなります。

なお、その際、10円未満は切り捨てとしておりますが、現行使用料200円につきましては端数処理を行い、改定後210円としております。

また、現行で100円と150円の使用料については、今回の料金改定はございません。

改定される会議室等の部屋の使用料についてですが、70ページの別表1、栃木市公民館使用料として、(1)の栃木市大宮公民館から76ページの(10)の栃木市岩舟公民館までの公民館職員が配置されている10の公民館、同じく76ページの2、栃木市地区公民館使用料の(1)栃木市大平西地区公民館から80ページの一番下の(9)栃木市小野寺地区公民館までの公民館職員が配置されていない地区公民館9館、合計で市内19の公民館の使用料であります。

改定される金額は、1時間につき、現行200円の使用料を改正案210円、現行300円の使用料を改正案310円、現行450円の使用料を改正案470円、現行600円の使用料を改正案620円、現行900円の使用料を改正案940円とするものであります。

次に、物品使用料の改定についてですが、76ページ及び77ページをお開きください。76ページ一番下の栃木市大平西地区公民館の物品使用料の表をごらんください。大平西地区公民館には、灯油式陶芸窯が設置されております。この陶芸窯の1回当たりの使用料を、現行素焼1,050円の使用料を改正案1,100円、現行本焼3,150円の使用料を改正案3,300円とするものであります。

以上が使用料改定の内容であります。

次に、74ページ及び75ページをお開きください。74ページ、現行の(7)栃木市藤岡公民館の表の3階、一番下、和室3の次に、75ページ、改正案のとおり、多目的室を新たに貸し出し施設として加えるものでございます。

大変申しわけございませんが、この多目的室につきましては、1市3町の合併前より貸し出しを

行っており、また平成25年より利用者から使用料をいただいておりますが、このたびの使用料改定に当たり、各公民館の各部屋を改めて精査した段階で条例への記載漏れに気がつきまして、今回追加をするものでございます。

なお、使用料につきましては、この部屋の面積が中会議室と同規模の87平方メートルであるため、市内の公民館の類似の部屋の使用料基準に合わせ、午前9時から午後5時までを210円、午後5時から午後10時までを310円とするものであります。

以上で新旧対照表での説明を終わります。

次に、議案書についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の121ページをお開きください。こちらは条例改正の制定文でありますので、説明は省略させていただきます。

次の122ページをごらんください。これより130ページまでは改正文であります。改正の内容につきましては、先ほど新旧対照表で説明いたしましたので、ここでの説明は省略させていただきます。

130ページ下の経過措置をごらんください。この条例による改正後の栃木市公民館条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、当日での利用に係る使用料については、なお従前の例によるとする経過措置を設けております。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

説明は以上であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 長い説明ありがとうございます。私、この条例等について何ら反対もないのですけれども、説明の中で藤岡公民館の多目的室が、精査したら新たに出てきたというほうがよっぽど問題ではないかなと思うのですけれども、今まで多目的室がこの貸し出し項目になかったのですか。今まで貸していた実績もなかったのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 三柴課長。

○公民館課長（三柴浩一君） 多目的室につきましては、以前から合併前より貸し出しを行っておりまして、特にフラダンスを行っている団体の方たち等より貸し出しをされていたようでございます。以上です。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） フラダンスの方々等がよくお使いになられていたということは、把握はされていたと。把握はされていたけれども、計上はされていなかったということでよろしいのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 三柴課長。

○公民館課長（三柴浩一君） 平成25年度の条例改正がございまして、その際に市内の公民館の使用料を合併時から統一したのですが、それ以前につきましては、地域によりましてはほとんどの使用団体の方が免除されていたような状況でございまして、ただ平成25年度から使用料をいただいたということとございまして、大変この漏れてしまったということは、本当に申しわけないこととございまして。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私がお尋ねしたのは、平成25年度から使用料は徴収をされていたということで、その徴収をされていた、市民の方からいただいた金は、どのように計上されていたのかというのを疑問に感じてお尋ねしているのですが。

○委員長（坂東一敏君） 三柴課長。

○公民館課長（三柴浩一君） 公民館使用料の中に歳入として計上されておりました。大変申しわけございません。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかにありますか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 値上げによります市民負担増の予想額はお幾らぐらいになるでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 三柴課長。

○公民館課長（三柴浩一君） 19館合計で約14万8,200円ほどを予想しております。

以上であります。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

川上委員。

○委員（川上 均君） 消費税の増税に伴ってということですがけれども、消費税増税はやはり繰り返しますけれども、国民負担の増ということで、将来的な国内景気の低迷と、デフレということで悪循環ということが予測されます。それがやはりひいては市民生活で、また自治体に与えるマイナス影響も大きいということで、この消費税増税の悪循環を断ち切る必要があるというふうに思います。あくまでも消費税に頼る税制を改革していくということが必要であるということで、この値上げ条例案には反対の立場を表明します。

○委員長（坂東一敏君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第123号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	小平啓佑	茂呂健市	広瀬義明	小堀良江
	反 対	川上 均			

○委員長（坂東一敏君） 起立多数であります。

したがって、議案第123号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第7、議案第124号 栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

飯島スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（飯島正則君） ただいまご上程いただきました議案第124号 栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書につきましては131ページから148ページ、議案説明書その2は84ページから109ページになります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書その2の84ページをお開きください。提案理由でございますが、栃木市体育施設の利用時間及び休館日の見直し並びに使用料の改定に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市体育施設条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要でございますが、利用時間及び休館日を改めること、使用料を改定することです。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正する条例の内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。まず、利用時間及び休館日についてご説明いたします。86ページ、87ページをお開きください。左のページが現行、右のページは改正案となります。改正案につきましては、これまで一部祝日が休館日となっていた体育施設があったものを祝日にも利用することができるよう条例を改正するものでございます。改正の対象になる体育施設は、大平、都賀、岩舟の3地域10施設であり、それ以外の地域の体育施設については、現行条例により祝日も利用することができることから、今回の改正により市内全域で祝日に体育施設が利用できることとなります。

具体的な改正の内容になりますが、まず大平地域の体育施設については、月曜日以外の祝日は開館していますが、休館日が月曜日であり、月曜日が祝日の場合も休館日となっていたものを月曜日

が祝日の場合には休館日を翌日として、祝日は開館とするものです。

次に、都賀地域の体育施設につきましては、祝日は休館日となっておりますが、休館日または休場日の欄から祝日を削除いたしまして、祝日は全て開館、開場とするものでございます。

次の岩舟地域の体育施設については、年末年始を除き休館日はなく、祝日も基本的に開館していますが、月曜日が祝日の場合にのみ休館日となっていたものを開館とするものでございます。

続きまして、使用料の改定について新旧対照表でご説明いたします。ページは88ページ、89ページから108ページ、109ページまでとなります。改正の内容につきましては、所管の体育施設の使用料を今年10月1日、消費税及び地方消費税の税率引き上げを踏まえ、栃木市屋内運動場ほか16施設の使用料を改正案のとおり改めるものであります。

なお、改正案の使用料の算出については、かつて消費税が5%から8%に引き上げられた際に使用料の改定を見送った経緯があることから、これまでの使用料改定の説明のあった他所管の施設と同様、現行の使用料を1.05で除したものに1.10を掛け、10円未満を切り捨てて算出しております。

新旧対照表による説明は以上です。

続きまして、議案書の説明をいたしますので、議案書の131ページをお開きください。こちらは制定文となりますので、説明は省略をさせていただきます、次の132ページをごらんください。改正文であります。内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、議案書148ページをお開きください。下のほうになりますが、附則でございます。この条例は、令和2年4月1日より施行するというものでございます。

また、経過措置といたしまして、改正後の使用料については、施行日以降の利用から適用され、同日前の使用料については、現行のものが適用されるというものでございます。

以上がこのたびの改正の主な内容でございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

川上委員。

○委員（川上 均君） 値上げによります市民負担増の予測額は幾らぐらいになるでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 飯島課長。

○スポーツ振興課長（飯島正則君） 施設合計で30施設で約83万円の増となります。

以上でございます。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） 日曜日もやるという施設がそれが増えたようなのですが、この管理とか人件費とかというのは発生してくるのですか。

○委員長（坂東一敏君） 飯島課長。

○スポーツ振興課長（飯島正則君） 中の説明にもありましたように、日にちをずらすということでもありますので、休みがずれるということですが、都賀地域につきましては、つがスポーツ公園のほうがこれまで毎月1回火曜日が休場日ということになっておりましたので、年12日におきまして施設の委託料が増加する見込みでございます。およそシルバー人材の委託でございますが、約7万5,000円程度増加する見込みでございます。

以上でございます。

○委員長（坂東一敏君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

川上委員。

○委員（川上 均君） 繰り返しますけれども、日本経済の6割個人消費ということで、それはやはり国民、市民が日本の経済を支えているというふうに思います。高過ぎて払えない国保税や減らされる年金ということで、消費税が増税されれば市民生活に与える影響は非常に甚大なものがある。悪循環に陥ってしまうと。ひいては自治体の税収減というふうになります。やはり増税に頼らない、消費税増税をしないという立場に立つということで、議案に反対するものです。

○委員長（坂東一敏君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） では、ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第124号を採決いたします。

本案は原案を可決するものとすべきことに賛成の委員の起立を求めました。

〔起立多数〕

〔	賛 成	小平啓佑	茂呂健市	広瀬義明	小堀良江
	反 対	川上 均			

○委員長（坂東一敏君） 起立多数であります。

したがって、議案第124号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。

(午前10時17分)

○委員長（坂東一敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第8、議案第96号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載してある金額については、読み上げを省略していただいて結構でございます。よろしく申し上げます。

櫻井農業振興課長。

○農業振興課長（櫻井 茂君） ただいま上程いただきました議案第96号 令和元年度栃木市一般会計補正予算のうち所管部分につきましてご説明させていただきます。

まず、歳出からご説明いたします。初めに、6款1項1目農業委員会費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、予算書の42ページ、43ページをお開きください。補正額は15万6,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。機構集積支援事業費につきまして、農地の担い手の農地集積・集約化に関する農地台帳の整備に係る業務増に対応するため、補助金を活用することに臨時職員の勤務時間を1日6時間から7時間に1時間延長するための賃金でございます。

続きまして、3目農業振興費につきましてご説明いたします。補正額125万5,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。1事業目、農福商工連携事業費につきましては、ふるさと納税によるふるさと応援基金を活用し、農産物を供給する農業者、さまざまな作業を支援する福祉事業者や市内で食品加工を行う事業者と連携するビジネスマッチング交流会を開催するための事業費でございます。

次の栃木市の農業周知事業費につきましては、ふるさと納税によるふるさと応援基金を活用し、栃木駅北口シビックコア建設に伴う防護用フラットパネルに農産物PRのためのラッピング広告を行う事業費でございます。

次の岩舟町ふるさとセンター管理運営費につきましては、岩舟町ふるさとセンターの農産加工室においてみそづくりの蒸気等の影響と経年によって天井に黒ずみが付着し、食品衛生上に問題があるため、天井の塗装工事を実施する維持補修でございます。

続きまして、5目農地費につきましてご説明いたします。補正額2,227万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。1事業目の多面的機能事業費（栃木）につきましては、多面的機能支払交付金事業に取り組む活動組織の交付対象農用地面積が増加したことによる不足する交付金があります。以下、大平、藤岡、岩舟、都賀も同様のものがございます。

次の市単独農業農村整備事業費（栃木）につきましては、宮町地内の梓川の浚渫に必要な工事請負費が主なものがございます。

次の防災重点ため池ハザードマップ作成事業費につきましては、平成31年4月に制定されました農用地ため池の管理及び保全に関する法律に市町によるハザードマップの作成が明記されたため、ハザードマップ作成及び製本に必要な業務委託料でございます。

次に、1事業飛びまして、県単独農業農村整備事業費（大平）につきましては、大美間土地改良区の農業用井戸改修工事に対する補助金であります。

次の環境保全型農業直接支援対策交付金（大平）につきましては、大平地域の農業法人の新たな取り組みに対する農業生産活動に関する交付金でございます。

次に、1事業飛びまして、市単独土地改良事業費補助金（藤岡）につきましては、藤岡土地改良区及び道花土地改良事業共同施行の老朽化した揚水施設の改修工事に対する補助金でございます。

次の環境保全型農業直接支援対策交付金（藤岡）につきましては、藤岡地域の環境保全型農業に取り組む面積が増えたことに伴う交付金でございます。

1事業飛びまして、県単独農業農村整備事業費（都賀）につきましては、都賀土地改良区の送水管破損修繕工事に対する補助金でございます。

次に、1事業飛びまして、市単独土地改良事業補助金（岩舟）につきましては、大岩藤土地改良区の老朽化した揚水施設の修繕に対する補助金でございます。

続きまして、44、45ページをお開きください。6款2項2目林業振興費につきましてご説明いたします。補正額は1,168万5,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。1事業目、出流ふれあいの森施設管理費につきましては、有料宿泊施設でございますコテージ4棟につきまして、平成31年3月の消防立入検査の結果、自動火災報知機の設備について指摘があったため、設備設置に係る工事請負費でございます。

次の森林・山村多面的機能発揮対策交付金につきましては、活動団体の事業計画量が昨年度の要望時よりも増加したことにより不足する市の負担金でございます。

次の森林環境譲与税基金積立金につきましては、平成31年4月に創設された森林環境譲与税を活用し、市が実施する森林整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源とするため、栃木市森林環境譲与税基金への積立金でございます。

次に、7款1項4目観光費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、46、47ページをお開きください。補正額は550万9,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。1事業目、山車会館管理運営委託費につきましては、とちぎ山車会館の自動火災報知設備が故障したことから、既存の設備を交換するための維持補修費でございます。

次のキュービクルカバー製作設置委託費につきましては、蔵の街との景観の調和を図り、街なみの美化と観光地としてのイメージアップを行うため、主要地方道栃木藤岡線の嘉右衛門橋付近から栃木駅の区間にキュービクルカバーを製作、設置するための業務委託料であります。

次の栃木の魅力を海外へ発信プロジェクト2020事業につきましては、ふるさと応援基金を活用し、

インバウンドマーケット調査や市の魅力発信等外国人観光客誘客プロジェクトを実施するためのコンサルティング業務委託料が主なものでございます。

次のかかしの里管理事業費につきましては、高圧受電用気中開閉器の設置工事費であります。

以上で6款1項1目農業委員会費から7款1項4目観光費までの説明を終了いたします。

○委員長（坂東一敏君） 江面教育総務課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） 続きまして、10款教育費につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、予算書の60、61ページをお開きください。10款1項3目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は109万7,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。学校業務適正化事業費につきましては、市内小中学校教職員の勤務時間を客観的に把握するために必要なタイムレコーダーの購入費が主なものであります。

続きまして、62、63ページをお開きください。10款2項1目学校管理費につきましてご説明いたします。補正額は1,132万1,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。小学校運営費につきましては、栃木中央小学校ほか10校の高木伐採及び剪定に係る委託料並びに赤麻小学校、合戦場小学校の木製学習机、椅子の備品購入費であります。

3目学校建設費につきましてご説明いたします。補正額は632万5,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。小学校施設整備事業費につきましては、栃木第四小学校バルコニー手すり補修工事費と大宮南小学校の遊具設置工事費であります。

次の小学校屋内運動場改修事業費につきましては、三鴨小学校屋内運動場改修工事実施設計業務委託料の増額分であります。

続きまして、64、65ページをお開きください。次に、10款3項1目学校管理費につきましてご説明いたします。補正額は1,416万4,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。中学校運営費につきましては、小学校と同様、栃木東中学校ほか6校の高木伐採及び剪定に係る委託料であります。

3目学校建設費につきましてご説明いたします。補正額は3,969万4,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。中学校施設整備事業費につきましては、栃木南中学校雨漏り改修工事費並びに大平南中学校におけるエレベーター更新工事費及びバリアフリーのためのスロープ設置工事費が主なものであります。

続きまして、68、69ページをお開きください。次に、10款5項2目体育施設費につきましてご説明いたします。補正額は211万1,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。大塚運動広場管理費につきましては、水洗トイレ新設によるくみ取り式仮設トイレの撤去に伴う解体工事請負費であります。

次の藤岡総合体育館管理費につきましては、和式トイレの一部を洋式トイレに改修するための工事請負費が主なものであります。

以上をもちまして所管関係部分の歳出の説明を終了させていただきます。

○委員長（坂東一敏君） 飯島スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（飯島正則君） 続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の24、25ページをお開きください。16款2項4目農林水産業費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は2,051万4,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。1項目め、環境保全型農業直接支援対策交付金につきましては、大平地域及び藤岡地域で実施する環境保全型農業直接支払い交付金事業に対する県からの補助金であります。

次の土地改良事業費補助金につきましては、大平地域及び都賀地域で実施する県単独農業農村整備事業に対する県からの補助金であります。

次の多面的機能支払推進交付金につきましては、栃木地域、大平地域、藤岡地域、都賀地域及び岩舟地域で実施する多面的機能支払交付金事業に対する県からの交付金であります。

次の農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金につきましては、防災重点ため池ハザードマップ作成事業に対する県からの補助金であります。

次の機構集積支援事業費補助金につきましては、農地の担い手への農地集積・集約化に関する経費に係る補助金でありまして、農地台帳の整備に係る臨時職員賃金につきましては、全額補助対象となりますので、1日1時間の勤務時間延長分に係る経費を増額するものであります。

次の元気な森づくり推進市町村交付金につきましては、市が実施する木造・木質化等支援事業に対する県からの交付金であります。

次に、5目商工費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は100万円の増額であります。右の説明欄をごらんください。周遊観光促進交通対策支援事業補助金につきましては、外国人観光客の二次交通対策として交通アクセス情報を盛り込んだパンフレット作成に対する県からの補助金であります。

次に、19款2項16目義務教育施設整備基金繰入金につきましてご説明いたします。補正額は600万円の増額であります。右の説明欄をごらんください。義務教育施設整備基金繰入金につきましては、小学校及び中学校運営費の高木伐採及び剪定に係る委託料の財源として充てるものであります。

恐れ入りますが、補正予算書の26、27ページをお開きください。次に、24目大宮南小学校教育振興基金繰入金につきましてご説明いたします。補正額は70万円の増額であります。右の説明欄をごらんください。大宮小学校教育振興基金繰入金につきましては、大宮南小学校の遊具設置工事費の財源として充てるものであります。

以上をもちまして所管関係部分の歳入の説明を終了させていただきます。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありますか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 45ページで、先ほどの続きみたいになってしまうと思いますけれども、森林環境譲与税の基金の積立金が1,100万円ということなのですから、この算定の根拠といえますか、国の基準みたいなものがあるのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 黒子課長。

○農林整備課長（黒子俊之君） 譲与税につきましては、賦課徴収されました環境税を各県、各市町村、各自治体に全額を交付するという前提でございまして、先ほど広瀬委員のほうからもお話もありましたように、各市町村ごとの私有林人工林の面積と人口と林業の従事者数に応じて各市町村に割り振られるというものでございます。

○委員長（坂東一敏君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 森林譲与税の徴収のほうになると思うのですけれども、まだ市民からはこの森林譲与税というのは徴収はしていないと思うのですけれども、徴収した場合の金額というのはお幾らになるかというのは、わかればお願いしたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 黒子課長。

○農林整備課長（黒子俊之君） 1人当たりということによろしいですか。

日本に住所を有します個人1人につき1,000円という金額になっております。

○委員長（坂東一敏君） 川上委員。

○委員（川上 均君） そうすると、これは住民税と一緒に取って直接国に納めるような形の税の扱いになるのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 黒子課長。

○農林整備課長（黒子俊之君） 徴収のほうは、市町村が個人住民税の基準枠内で徴収しまして、それを国のほうに納めるという形になります。

○委員長（坂東一敏君） 川上委員。

○委員（川上 均君） では、25ページのちょっと関連しますけれども、元気な森づくり推進市町村交付金なのですけれども、これが補正で入ってきているというのはなぜなのかというか。もともと予測がついていたお金ではないかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（坂東一敏君） 黒子課長。

○農林整備課長（黒子俊之君） こちらにつきましては、使い道としては大通りのキュービクルのカ

バー、木製のキュービクルカバーのほうで、毎年継続して実施しているものですが、なかなかこの割り当てというのが県民税の割り当てが当初からいただけないというところもありまして、県民税の残った、ある程度の使い道の残った中で栃木市に対して今年度この金額ということだけでいいものをごさいます、当初の予定どおりの金額というわけではないので、県の予算に合わせた形でいただいているということで、補正については今の時期になっております。

○委員長（坂東一敏君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 先ほどの国の森林環境税と同じですが、この県民税ということで、市民から徴収しているということになると思うのですが、1人あたりはこれやはりお幾らの徴収になっているのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 黒子課長。

○農林整備課長（黒子俊之君） 県民税が幾らということですか。

○委員長（坂東一敏君） 川上委員。

○委員（川上 均君） この元気な森づくりの森林税といいますか、県のこの税金の1人当たりの納付額というのがわかればお願いしたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 黒子課長。

○農林整備課長（黒子俊之君） 個人につきましては、1人あたり700円という金額になっております。これはもう11年前から、多分お支払いしている税金ではないかと思っております。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 先ほどの川上委員の質問に重複するかもしれませんが、45ページ、森林環境譲与税基金積立金1,100万円についてなのですが、まず森林環境税と森林環境譲与税とはまた同じようといえば同じようなのですが、まず全く違います。一緒にされたら非常に困る。森林環境税というのが確かに人頭税、1人あたり1,000円賦課される税金でございますが、これ5年後からの施行でして、まだ始まっておりません。ただ、私今回この資料を見まして、積立金から1,100万円がこちらのほうに来ているのかなど。この積立金が今年度予算冒頭に設立をされていたとすれば、私失念して大変申しわけないと思っておりますけれども、まだ税収がないものに対して、ここの基金を積み立てる、しかも税収として入ってくるのは、これは国が各自治体に住民税に賦課して徴収をなさうということになっていっちゃいますし、ほぼほぼ各自治体にその金額が落ちるわけでございますけれども、この時期からもう基金として積み立てる財源の確保というのは、この先5年間どのように行っていくのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○委員長（坂東一敏君） 大丈夫ですか。

黒子課長。

○農林整備課長（黒子俊之君） 財源の確保ということ。こういった形で使っていくかということで

はなくて……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 基金積み立てがこれから行われていくとすれば、これは毎年森林環境税が徴収されるもので、毎年積み立てを行うのですか。

○委員長（坂東一敏君） 黒子課長。

○農林整備課長（黒子俊之君） 森林環境譲与税につきましては、毎年恒久的に入ってくる税金でございまして、初年度は1,100万円という金額でございますけれども、段階的にこの金額が正規の数字というか、金額になって、15年ぐらい後には約3,800万円程度市のほうに入ってくるということで、それについてはとりあえず基金のほうに全額、総額を繰り入れるという形で事業のほうを進めていきたいというふうに考えています。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私のほうが議案のほうで説明した折には、金額等についてはなかなか決まった金額というのがお答えいただかなかったのですけれども、それでは今回の1,100万円から毎年増減があるにしても、今後国のほうから入ってくるという考えでよろしいのですね。

○委員長（坂東一敏君） 黒子課長。

○農林整備課長（黒子俊之君） 委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 我々議会側も、なかなかわかりづらい施策等も当然ございますので、もし勉強不足のところがあれば行政執行部のほうからも資料提出等重ねてお願いできればと思いますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

○委員（広瀬義明君） はい。

○委員長（坂東一敏君） ほかに。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 47ページです。栃木の魅力を海外へ発信プロジェクト2020ということなのですけれども、これが補正になった理由を教えていただければと思います。

○委員長（坂東一敏君） 白井課長。

○観光振興課長（白井一之君） 当初予算ではまた別の形のインバウンド関係の予算を組んでおるのですが、今回来年のオリンピック・パラリンピックを見据えて市内部で話し合った結果、ふるさと応援基金と県の補助金を活用いたしまして、なかなか市内にきた海外の方にお渡しするパンフレット等はあるのですが、こちらからそちらの都内とか来るお客さんとか、国外のお客さんに栃木市をPRするパンフレットがないものですから、9月補正で今の時点で作成いたしまして、オリンピッ

ク前にそちらの配布をしていきたいということで補正になったという理由でございます。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

小平副委員長。

○副委員長（小平啓佑君） 補足でお聞きします。このコンサルティング業務委託料につきましては、どちらの企業、団体を選定する予定でしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 白井課長。

○観光振興課長（白井一之君） プロポーザルでお願いする予定ではいるのですが、今のところ北関東のインバウンドを専門にしている会社がございますので、そちらとの情報のやりとりはしてございます。

会社名についてもあれですか、済みません、ちょっと確認して、お調べしてお答えしたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 小平副委員長。

○副委員長（小平啓佑君） では、その企業を選定する理由をもう少し詳しく教えてください。

○委員長（坂東一敏君） 白井課長。

○観光振興課長（白井一之君） これまでの実績で、その全国のインバウンドのサミットを開催したり、あとはそのようなインバウンド関係で北関東で力を入れているということで、これまでの……会社名がジャパン・ワールド・リンク株式会社というところになります。そこでインバウンド関係のプロモーション事業等いろいろ手がけておりまして、実績もあるということで、ぜひそちらのほうに栃木市のプロモーションのほうをお願いできないかということで担当としては考えてございます。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 済みません。では、同じ質問なのですが、発信方法、海外への発信ということなのですが、発信方法というのはどんなふうに発信なさるのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 白井課長。

○観光振興課長（白井一之君） 紙のパンフレットの作成はもちろんなのですが、ホームページやタブレットで閲覧できるようなパンフのPDF版の作成、あわせて東京に来る訪日客をターゲットにしたニア・バイ・トウキョウというのがあるのですが、サイトがあるのですが、そちらに市の観光ページを作成していただくとか、あとはニア・バイ・トウキョウのフェイスブックやインスタグラムで栃木観光を訪日客に発信をすると、そんなような内容で考えてございます。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ただいまの質問に関連をさせていただき中で、ついでに歳入の25ページの中
段の商工費補助金、周遊観光促進交通対策支援事業補助金ということであわせてお伺いしたいと思
いますけれども、私の知る限り周遊観光促進交通対策支援事業というのは、これ国交省の観光庁の
ほうで行っている事業でございます、その中で専門家派遣事業というのも附帯して行っているわ
けでございます。今回小堀委員が、そして小平委員が質問をしました栃木の魅力を海外へ発信プロ
ジェクト、これは歳入歳出としてリンクをされているのか。そして、専門家派遣事業も取り入れて
支援を受けているのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 白井課長。

○観光振興課長（白井一之君） こちらの周遊観光促進交通対策事業補助金につきましては、県の補
助金ということで活用させていただきまして、上限が100万円の、1市町当たり100万円というこ
の補助金になりますが、この100万円でそのパンフレットに栃木市への二次交通の関係の情報を盛
り込むために、県の補助金の100万円は使わせていただきます。

派遣事業につきましては、こちらの補助金は該当してございません。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） ちょっといいですか、広瀬委員、いいですか。

傍聴者の方にお願ひがあるのですが、携帯電話の電源は切っておいていただければありがたいの
ですが、よろしくお願ひいたします。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私も県支出金になっていましたので、あれっと思いました。ただ、国交省の
ほうの観光庁ですね、こちらからもそういった支援事業がございます。例えば外国人向けに行っ
ていくような事業ですよ、2020、これはオリンピックに向けての事業でございます。栃木市内外の
ことを考えれば、さまざまな意見の取り入れというのも必要になってまいりますので、ぜひ各支援
事業、国から県からの見直していただいて、さらなる発展を図っていただきたいと思ひます。その
ためにも専門家派遣事業、これは要望とさせていただきますが、ぜひ取り入れていただければと思
ひます。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） ほかに。

茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） 63ページと65ページ、同じなのですが、タカギと読むのですか、コウギとい
うの。

〔「コウボク」と呼ぶ者あり〕

○委員（茂呂健市君） 高木。これの業務委託料が、これは補正で組んであるのですけれども、これ

はもう以前にわかっていることではないのですか。どんな見方をしているのか、教えてください。

○委員長（坂東一敏君） 稲田課長。

○学校施設課長（稲田菊二君） 高木管理につきましては、当初予算で既に計上させていただいておりますが、そちらについて執行していく中で不足の状態にもう既になってきまして、まだ高木、本当に10メートルを超える高い樹木関係まだまだ多くございますので、この時点で補正をさせていただいております。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） 茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） こっちの二十何ページの県のあれとは関係ないのですよね。先ほど言った元気な森づくりとは。

○委員長（坂東一敏君） 稲田課長。

○学校施設課長（稲田菊二君） 元気な森のほうにつきましては、高木管理は別物でして、小学校費の中で入れてあります木製の机、椅子、こちらに元気な森のほうは、県の補助金は入れてございます。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） 茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） 2,000万円からというのは、ちょっとすごい金額だと思うのですが、どのぐらいな学校というか、何校ぐらいあと残っているのですか。

○委員長（坂東一敏君） 稲田課長。

○学校施設課長（稲田菊二君） 小学校につきましては11校予定しておりまして、766万円、中学校につきましては7校予定してございます。よろしいでしょうか。各学校を申し上げたほうがよろしいですか。

〔「いやいや」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） 今までずっとこういうことをやっているのしょうから、どのぐらい伸びるというのも予測できるのしょうから、ぜひそこら辺はよく見てやってくれるよう要望いたします。

○委員長（坂東一敏君） 要望ということで。

ほかに。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 済みません、関連で。この高木の伐採等に関しましては、計画的に進めていくとかという、そういうふうなというのはきちんとなされているのですか。

○委員長（坂東一敏君） 稲田課長。

○学校施設課長（稲田菊二君） 高木管理につきましては、5カ年計画で平成29年度から高木管理という大きい木を伐採していく、枝をおろしていくということで計画してございます。今年が3年目となってきまして、大方大きい部分は、5メートル前後のものについては対応してきたのですが、本当に10メートルを超える大きなケヤキ、クレーンを使って枝おろしするなり、老木の根元からの伐採とかというものを今回上げさせていただいております。5カ年計画ということで当初スタートしてございます。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 要望で。いろいろ災害が多発しておりますので、5カ年という計画はあるのでしょうかけれども、やはり高木に関しては、伐採等早急に対応していただければありがたいというふうに思います。

○委員長（坂東一敏君） 要望で。

○委員（小堀良江君） はい。

○委員長（坂東一敏君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

川上委員。

○委員（川上 均君） やはり森林環境譲与金の積み立て関係なのですが、先ほどの点と繰り返しますけれども、やはり復興支援ということで企業と国民からお金を集めて復興するということがあったわけなのですが、それが2023年度で終了するというのに伴って、看板だけかけかえて、もうとくに企業のほうは支払いをしていないわけで、国民だけにこの1人当たり1,000円、赤ちゃんからお年寄りまで1,000円ということで、所得割というのが非課税の人にも課税するという非常に非人道的な人頭割税ですよね。これをやはり看板だけかけかえて、CO₂削減や森林を保護するというのは当然なのですが、やはりそれは国の責任や自治体の責任でやっていくべきであって、これをその看板だけかけかえて1,000円を徴収するというのは、ひどいやり方ではないかというふうに思います。なもので、この補正予算について反対する立場を表明いたします。

○委員長（坂東一敏君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第96号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔賛成 小平啓佑 茂呂健市 広瀬義明 小堀良江
反対 川上 均〕

○委員長（坂東一敏君） 起立多数であります。

したがって、議案第96号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで執行部の皆様は退席していただいて結構でございます。

なお、常任委員会終了後、休憩を挟みまして決算特別委員会産業教育分科会を開催いたします。開催時間につきましては、改めて事務局よりお知らせがあると思いますので、よろしくお願いいたします。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎請願第2号の上程、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第9、請願第2号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

初めに、請願（陳情）文書表を書記に朗読させます。

藤澤書記。

〔書記朗読〕

○委員長（坂東一敏君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、請願の趣旨やその論点について、さらに請願に対する賛否などを自由に討議いたしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご意見等がありましたら発言願います。ありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） きょうの会議は冒頭から消費税絡みということで発言をしているわけですが、やはりこの消費税の10%増税というのは、日本の経済、国民生活に本当に大きなダメージを与えるというのがもう明々白々ではないかというふうに思います。米中の貿易摩擦はもう皆さんもご存じのようですし、イギリスのEUの離脱ももめているという状況で、世界経済に本当に暗雲が立ち込めているというふうに思います。

そして、国内を見れば、やはり減らされる年金、高過ぎて払えない国保税、実質賃金の低下と家計消費の低迷ということで、特に高齢者世帯や子育て中の皆さん、子育て世代に所得のそういう低い人に対して厳しい生活実態があり、そこにやはり消費税が覆いかぶさるという状況があると思っております。このような状況の中で消費税の10%増税というのは、もう国内経済、そしてまた国民生活、ひいては地方自治体に本当に税収などでダメージを与えるということは明白であるというふうに思います。

そして、さらに陳情、請願が申し上げているように、インボイス制の導入が見込まれているわけですが、これも下野新聞の報道にもあるように、中小の業者、企業の方がレジの改修とかが間に合っていないということも報道されていて、本当に深刻ではないかというふうに思います。10月からということで、消費税を上げるということがもう時間の問題だというふうに思われる方もいらっしゃると思いますが、たとえ10%に上がったとしても、今後景気が悪くなれば消費税を下げていくとか、5%にするということも考えられるのではないかというふうに思います。

5%から8%への増税のときに、もし5%のままで消費税が増税されなければ、国も地方も景気が回復をして、税収も大幅に増加をしていたのではないかというふうな予想もされているというふうな、そのとおりだというふうに思います。大企業の内部留保が400兆円をはるかに超えるような状態になって、これは全く死んだお金で、日本の経済に回らないということでもありますから、やはり消費税に頼らないで、大企業から法人税を中小企業並みに支払ってもらうとか、所得税をもとの税率に戻すとかということで税収を確保できるというふうに思いますので、賛成の立場で討論いたします。

○委員長（坂東一敏君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようでありますので、ただいまから請願第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本請願を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

〔	賛成	川上均	茂呂健市	〕
	反対	小平啓佑	広瀬義明 小堀良江	

○委員長（坂東一敏君） 起立少数であります。

したがって、請願第2号は不採択とすべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（坂東一敏君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして産業教育常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前11時25分）